平成30年度　第１回静岡市医療関係者連絡協議会　協議概要

１　日　時　　平成31年３月８日（金）午後７時15分から８時00分まで

２　場　所　　城東保健福祉エリア　保健福祉複合棟　３階　第１・２研修室

３　出席者　　（委　員）袴田光治委員（会長）、村上仁委員（副会長）、日野昌徳委員、片山貴之委員、秋山欣三委員、柴田昭委員、田中一成委員、宮下正委員、藤井浩治委員、磯部潔委員、石山純三委員、水野伸一委員、相川竜一委員

（欠　席）本間義章委員、坂本喜三郎委員、中田恒委員

（事務局）鈴木保健衛生医療部長、山本保健医療課長、杉山保健医療課係長、杉山生活衛生課長、中川生活衛生課係長

４　議　題　　（１）静岡圏域における病院の移転について

（２）静岡圏域における病院の増床について

（３）静岡圏域における有床診療所の新設について

（４）静岡圏域の診療所における病床の設置について

５　会議内容

（１）静岡圏域における病院の移転について

【説明事項】

医療法人社団清明会　静岡リハビリテーション病院より以下の通り静岡圏域内での病院移転の申し出があったので、静岡市病院等の開設等に係る指導要綱第５条の２に基づき、当該申出書と医療計画との整合性等について、意見を聴取したい。

なお、移転の前後で病床数は４減とする予定であることから、静岡県知事への協議は必要ない。

申し出者は今後、病院開設許可申請及び既存病院の廃止の届出を行うこととなる。また、移転先の土地は市街化調整区域であることから、申出者は工事の着工に先立ち、静岡市開発審査会より開発許可を得る必要がある。

【意見及び要望等】

◎特段の意見はなく了承された。

（２）静岡圏域における病院の増床について

【説明事項】

静岡済生会総合病院より医療福祉センター児童部との合併に伴う増床の申し出があっ

たため、意見を聴取したい。

なお、静岡済生会総合病院と医療福祉センター児童部は同一の開設者（社会福祉法人恩賜財団済生会静岡県支部）であり、且つ合併の前後で合計の病床数は変わらないことから、静岡市病院等の開設等に係る指導要綱第３条（３）に従い、当該要綱は適用されないが､医療法第７条第２項に基づく変更許可のうち病床が増加するものに該当する為、今後静岡県知事との協議が必要となる。

申し出者は今後、静岡済生会総合病院の病院開設許可事項変更許可申請及び医療福祉センター児童部廃止の届出を行うこととなる。

【意見及び要望等】

◎特段の意見はなく了承された。

（３）静岡圏域における有床診療所の新設について

【説明事項】

静岡域内での産科を標榜する有床診療所新設の申し出があった。

当該区域においては、既存の病床数が静岡県知事の定める医療計画の病床数を上回るため、病床設置の許可はできないが、医療法施行規則第１条の 14 第７項各号に該当する場合は病床設置の許可を要しないため、病床を設置することができる。

このことを踏まえ、意見を聴取したい。

（医療法施行規則第１条の 14 第７項第２号
都道府県知事が都道府県医療審議会の意見を聴いて、周産期医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所として認めるものに一般病床を設けようとするとき）

【意見及び要望等】

◎特段の意見はなく了承された。

（４）静岡圏域の診療所における病床の設置について

【説明事項】

静岡域内の診療所から病床設置の申し出があった。

当該区域においては、既存の病床数が静岡県知事の定める医療計画の病床数を上回るため、病床設置の許可はできないが、医療法施行規則第１条の 14 第７項各号に該当する場合は病床設置の許可を要しないため、病床を設置することができる。

このことを踏まえ、意見を聴取したい。

医療法施行規則第１条の 14 第７項第１号
　都道府県知事が都道府県医療審議会の意見を聴いて、地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所として認めるものに療養病床又は一般病床を設けようとするとき

【意見及び要望等】

◎下記の意見があり、継続協議とした。

・在宅医療を実施する診療所でなぜ一床なのか。

・食事の提供や消火設備などの設備面は大丈夫か。

・地域医療の確保の点で危惧される。